

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23に基づく法定講習であり、危険物取扱者免状の交付を受け、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、危険物の取扱作業の保安に関する講習を受講しなければならない。（危険物業務に継続に従事する場合は、講習を受講した日以後における4月1日から3年以内、危険物業務に従事していなかった者が危険物業務に従事する場合は、従事することとなった日から1年以内） 講習の実施にあつては、法定の講習であること、対象者がいずれの都道府県でも受講可能であることから、講習内容について全国水準を確保する必要がある。また、カリキュラム作成及び講師の選定等において、消防法令に精通し、最新の危険物に関する知識が必要である。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 （一財）全国危険物安全協会は、危険物取扱者の知識及び技術の向上並びに講習の全国同一水準を確保する目的で講習用テキストを作成している。当該講習用テキストを頒布する者は危険物取扱者保安講習等を実施する能力があると認められた者に限られており、（一社）岐阜県危険物安全協会（以下「県協会」という。）は、上記要件に該当する県内唯一の者である。 *（一財）全国危険物安全協会とは、危険物等に関する安全の確保を図るため、広く国民に対する危険物等に関する知識の普及啓発、安全教育等における自主的な安全管理体制の整備等を推進し、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。 以上により、県協会が委託業務を実施できる県内唯一の団体である。